

内部統制プロジェクトチームの 検討状況について(入札契約制度)

<工事の総合評価方式について>

内部統制プロジェクトチーム／財務局
平成28年11月28日

1. 入札における競争性の確保	...	P. 1
(1) 予定価格の事前公表	...	P. 1
(2) 1者入札における競争性	...	P. 1
(3) 1者入札の蓋然性が高い場合の予定価格の事前公表	...	P. 1
◆ 1者入札の推移と改善状況	...	P. 2
2. 国による品確法基本方針の策定	...	P. 3
◆品確法基本方針の改正のポイント	...	P. 4
3. 予定価格・最低制限価格制度の適切な設定	...	P. 5
(1) 予定価格の算出方法	...	P. 5
(2) 最低制限価格等の算出方法	...	P. 5
4. 総合評価方式とは	...	P. 6
5. 総合評価方式のメリット	...	P. 6
6. 総合評価方式の適用にあたっての留意点	...	P. 6
7. 都の工事の総合評価方式の分類	...	P. 7

1 入札における競争性の確保

(1) 予定価格の事前公表

- ・予定価格を事前公表すると入札価格や落札率が高くなるとの誤解があるが、不特定多数の事業者が参加する一般競争入札では、**予定価格の公表が事前でも事後でも落札率に大きな差は生じない**

⇒ 競争性について予定価格の公表制度は中立

<都道府県における予定価格の公表状況>

※落札率は平成26年度

事前公表	⇒	19団体	平均落札率93.2%
事前・事後の併用	⇒	7団体	平均落札率92.8%
事後公表	⇒	21団体	平均落札率92.3%

都道府県全体の平均落札率 92.7%

東京都の平均落札率 91.9%

(2) 1者入札における競争性

- ・一般競争入札は、参加資格のある者であれば誰でも参加できる**不特定多数による入札**であり、入札参加者は自分以外の入札参加者がいるかどうか知れない仕組みのため、**入札者が1者であっても競争性が担保される仕組み**
- ・一者入札は落札率が高い傾向にあるが、これは、難易度が高い工事、採算性の低い工事などにおいては、入札参加者が減少するとともに、落札率も同時に高まるためと考えられる。
- ・1者入札については、**国や都道府県の約8割が有効の取扱い**
国、都、37団体 ⇒ そのまま開札 9団体 ⇒ 入札を取止め
- ・1者入札は制度上有効だが、複数の入札者による競争が望ましいことから、都では平成26年度より「入札に参加しやすい環境整備」により**入札参加者の増加に取り組んでおり、改善が進んでいる**

(3) 1者入札の蓋然性が高い場合の予定価格の事前公表

- ・入札価格の高止まりは事前・事後にかかわらずどちらにも生じうるが、事前公表の場合は入札価格が予定価格により近似する可能性が高い

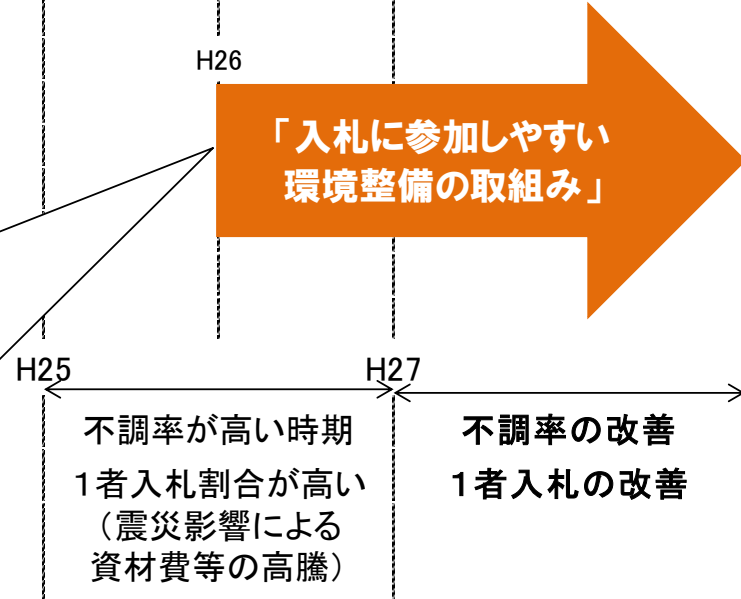
⇒ 特定の競争環境にある個別の問題

◆1者入札の推移と改善状況

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (上半期)
全工事	11.6%	9.1%	8.3%	11.8%	15.2%	19.3%	20.9%	18.3%	15.8%
うち5億円以上	22.2%	22.0%	17.2%	24.8%	28.7%	42.6%	47.3%	42.2%	31.3%
うちWTO以上 【24.7億円(*)以上】	14.3%	4.8%	0.0%	4.8%	17.9%	47.4%	38.6%	35.7%	12.5%

*WTO適用基準額は2年ごとに改定、平成28年度は24.7億円

1. 予定価格の適正な設定
市場価格と予定価格のギャップ解消など
2. 計画的な発注と適切な工期設定
年間発注予定の詳細化、技術者配置準備期間の設定など
3. 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
最低制限価格の適用工事拡大（3年間の時限措置）など
4. 適切な設計変更とそれに伴う契約変更
スライド条項の適正な運用、設計図書の明確化など
5. 公共工事の品質確保と担い手の育成・確保
社会保険等の加入促進、女性活躍モデル事業など



2 国による品確法基本方針の策定（平成26年9月30日閣議決定）

改正品確法において、
「**公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保**」
を明記



- ・国は品確法基本方針を改正し、受注者が適正利潤が確保できるよう、**予定価格の適正な設定、ダンピング対策、計画的な発注・適切な工期設定及び設計変更等**を地方に対して要請



< 予定価格の適正な設定 >

- ①市場における最新の取引価格や施工実態を的確に反映した積算
- ②予定価格設定時に積算価格の一部を控除する歩切りの禁止
- ③不調等により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事では不調等が生じている場合には、入札参加者から工事の全部又は一部について見積もりを徴取し、当該見積りを活用した積算を行うなどにより、適正な予定価格の設定を図るよう努める

< ダンピング対策 >

- ・最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定における中央公共工事契約制度運用連絡協議会の策定モデル（国モデル）の導入・運用での適切な対応

< 計画的な発注・適切な工期設定及び設計変更 >

- ・債務負担行為の活用による発注・施工時期の平準化、工事の規模・難易度や地域の実情に応じた適切な工期の設定など

◆品確法基本方針の改正のポイント

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定） 【詳細版②—改正のポイント】

「品確法基本方針」の改正のポイント

1. 発注者責務の明確化

① 予定価格の適正な設定

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- 公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための**適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠。**
- 発注者が予定価格を定めるに当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、**市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算**を行う。
- この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる**歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。**
- 入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じている場合には、入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算**を行うなどにより適正な予定価格の設定を図るよう努める。

② ダumping受注の防止

- いわゆる歩切りを行うこと、ダumping受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、**公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在**も指摘。
- ダumping受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、**公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等**の問題がある。
- 発注者は、ダumping受注を防止するため、**適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定**するなど必要な措置を講ずる。

③ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

- 発注者は、債務負担行為の積極的活用等により**発注・施工時期の平準化**を図るよう努める。
- 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、**各発注者が連携して発注見通しを統合して公表**する等必要な措置を講ずるよう努める。
- 発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた**適切な工期を設定**するよう努める。
- 工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い**請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更**を行う。

3 予定価格・最低制限価格制度の適切な設定

(1) 予定価格の算出方法(建築工事価格の場合) …… 東京都を含め地方自治体は国基準に準拠

・算出基準 …「公共建築工事積算基準」等に基づき定めた積算基準(単価、数量のほか、共通費の算出方法など)

工事価格 = 直接工事費(※①単価×※②数量) + 共通費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)

※①単価 ⇒ 「公共建築工事標準積算単価基準」等により定めた積算標準単価、定期刊行物(市販)による資材単価など

※②数量 ⇒ 詳細設計に基づき「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量積算基準」により算出された数量

(2) 最低制限価格等の算出方法 …… 東京都は国モデルに準拠

①国(中央公契連)モデルの内容

・最低制限価格は下記の算定基準に基づき工事1件別に設定(工事内容によって数値は異なる)

・算定基準 ⇒ 最低制限価格 = 直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55

・設定率 ⇒ 8.6/10 ~ 8.9/10前後に収束(予定価格に対する比率)

②都道府県における最低制限価格算出方法の状況(平成27年度実績・入契法等に基づく実施状況調査)

国モデルに準拠ないしほぼ準拠: 40団体 非公表: 2団体 最低制限価格制度未導入: 5団体

③国のダンピング対策

・国は低入札価格調査制度(調査により落札者決定)のもとで、**施工体制確認型(※)総合評価により調査基準価格を下**

回った事業者に対して低価格入札に厳格に対応 ※調査基準価格(=最低制限価格と同額)を下回った場合に技術点を減点(落札は事実上困難)

4 総合評価方式とは

公共工事：最低価格自動落札の原則

バブル崩壊後の厳しい財政事情による公共投資の減少による影響

- ・価格競争の激化によるダンピング入札の急増
- ・工事中の事故や手抜き工事の発生
- ・下請業者や労働者へのしわ寄せ

⇒ 公共工事の品質低下に関する懸念が顕在化

平成17年「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行

○基本理念 公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

⇒ 「総合評価方式」を品質確保のための主要な取組として位置付け

5 総合評価方式のメリット

- 必要な技術的能力を有する者が工事を施工することによる工事品質の確保、向上
- 技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業の育成に寄与
- 価格以外の多様な要素が考慮されることによる談合、くじ引きの抑制
- 工事目的物の性能向上、総合的なコストの縮減、周辺環境への配慮、事業効果の早期発現等

6 総合評価方式の適用にあたっての留意点

- 受発注者双方の事務負担への配慮
- 社会情勢の変化等に対応し、最良な調達となっているかについて、調達結果等をモニタリングし、必要に応じて継続的な見直しが必要

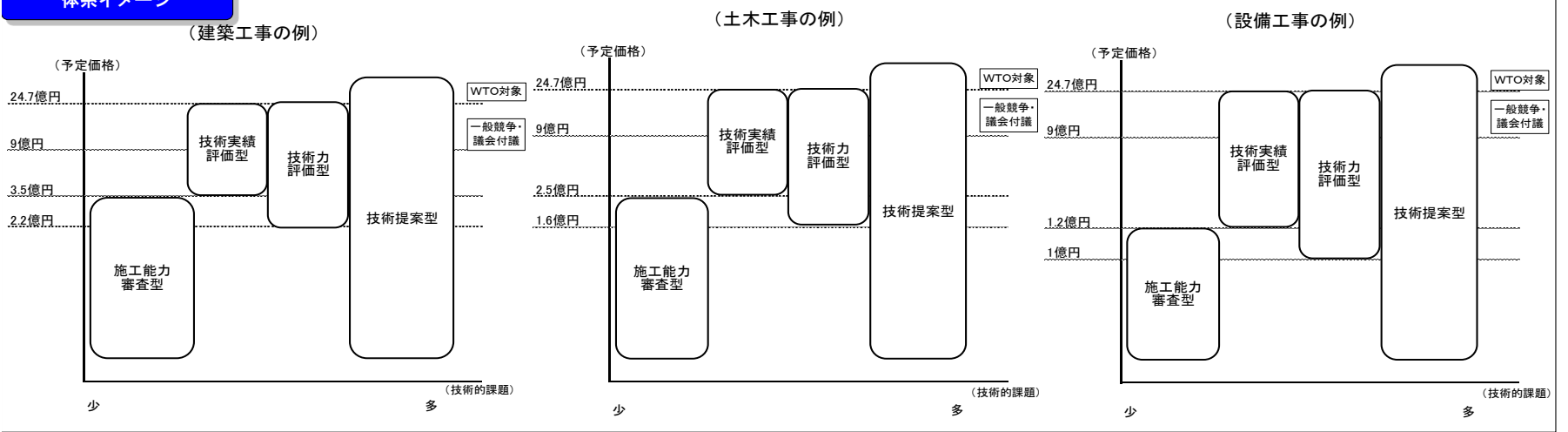
7 都の工事の総合評価方式の分類

工事の総合評価方式について

総合評価方式の分類、適用価格帯等

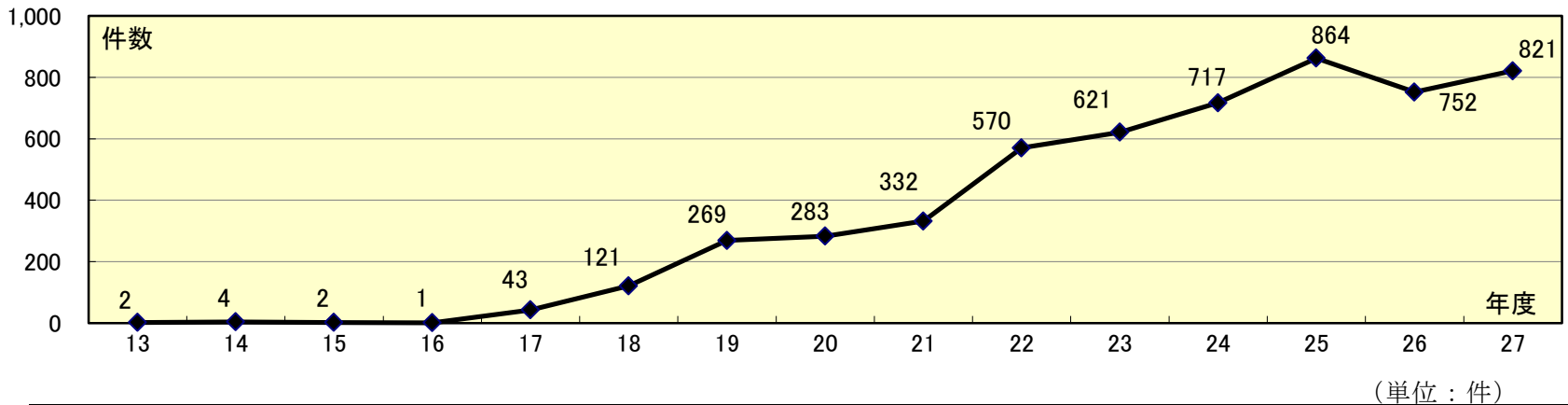
分類	対象とする工事	適用価格帯		制定時期	主な評価項目
		建築	土木・設備		
技術提案型	入札者の提示する性能等(技術提案)によって、コスト、性能・機能又は環境対策等の達成度に差異が生ずる工事	建築	制限なし	平成13年度	技術提案
技術力評価型	技術的課題のある中規模以上の工事で、工物品質の確保のため、技術的所見(施工計画)を求めることが必要な工事	建築	2億2千万円以上	平成19年度	(企業の技術力) 施工計画、過去の工事成績評定、企業の同種工事等の実績、配置予定技術者の保有する資格、配置予定技術者の優良工事の実績(企業の信頼性・社会性) 地域における実績、災害協定等の締結の有無、環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績
		土木	1億6千万円以上 (一般土木工事:1億円以上、道路舗装工事:8千万円以上)		
		設備	1億円以上		
技術実績評価型	技術的課題の少ない比較的大規模の工事で、工物品質の確保のため、企業及び技術者の実績による評価を行う必要がある工事	建築	3億5千万円以上	平成22年度	(企業の技術力) 過去の工事成績評定、企業の同種工事等の実績、配置予定技術者の保有する資格、配置予定技術者の優良工事の実績(企業の信頼性・社会性) 地域における実績、災害協定等の締結の有無、環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績
		土木	2億5千万円以上		
		設備	1億2千万円以上		
施工能力審査型	中小規模工事において、工事の品質確保を図るため、企業の施工能力についての審査を必要とする工事	建築	3億5千万円未満	平成17年度	(企業の施工能力) 過去の工事成績評定、配置予定技術者の保有する資格(企業の信頼性・社会性) 地域における実績、災害協定等の締結の有無
		土木	2億5千万円未満		
		設備	1億2千万円未満		

体系イメージ



8 総合評価方式の適用実績

- 都では、品確法の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保に向けて、積極的に総合評価方式の適用拡大を図っている。



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
技術提案型	2	4	2	1	3	2	4	3	2	1	1	1	2	0	6
技術力評価型	—	—	—	—	—	—	6	23	23	56	47	41	30	10	7
技術実績評価型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	57	105	193	168	205
施工能力審査型	—	—	—	—	40	119	259	257	307	508	516	570	639	574	603
計	2	4	2	1	43	121	269	283	332	570	621	717	864	752	821

9 技術提案型総合評価方式

- 技術的な工夫の余地が大きい工事において、東京都が示す標準的な性能、仕様等に対して、特定の課題等に関する設計 又は施工上の工夫等の技術提案を求める。
- 技術提案により、将来の維持管理を含めた総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能の向上及び環境の維持等の社会的要請に関する事項の実現を期待するものである。

■ <技術提案項目の事例>

- ・ 工期を遵守するための施工計画 ・ コンクリート構造物の品質向上に関する施工計画
- ・ 減築工事も見据えた実施設計に関する取組
- ・ 工事中における周辺地域の生活環境に配慮した取組 など

(1) 実施要綱・実施要領の体系

【法令】

- 地方自治法施行令第167条の10の2第4項、5項
- 地方自治法施行規則第12条の4
- 品確法第15条

【財務局】

東京都技術提案型総合評価方式実施要綱

- ・実施要領記載事項
- ・技術審査委員会設置
- ・学識経験者の意見聴取

「東京都技術提案型総合評価方式実施要綱」
の取扱いについて(通知)

- ・評価値の算出式
- ・実施要領作成の留意点
- ・配点の留意点

【各局】

実施要領

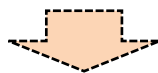
- ・工事概要
- ・スケジュール
- ・技術提案の範囲および評価項目
- ・総合評価の方法（評価値の算出）基礎点、技術点、価格点
- ・落札者の決定方法

総合評価実施

(2) 実施要綱の改正の経緯

(1) 要綱の経緯

ア. 国において「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)が発出



イ. アなどを参考に「東京都入札時VE(技術提案型総合評価方式)実施要綱」の制定(平成13年6月28日付13財経総第477号)



ウ. 評価値の算出方法を除算方式から加算方式に転換(平成14年8月8日付14財経総第647号)
∴技術提案の寄与度を高め、入札参加者の技術提案の意欲を高める



エ. 学識経験を有する者の意見聴取手続の簡素化(平成22年1月4日付21財経総第1577号)
∴地方自治法施行令の一部改正に伴う



オ. 建設コスト削減のみならず、品質向上・担い手の確保等幅広い技術提案を求めて、「技術提案型総合評価方式実施要綱」に改定(平成27年7月10日付27財経総第797号)
∴過度な建設コスト縮減は不調リスクを高める
∴建設途上のプロセスにおいて、五輪理念と合致する都の行政目的を実現することが、「レガシー」として求められている

都
で
の
動
き

10 オリンピック3施設における都の評価方式と国の評価方式

	東京都（技術提案型）	国（技術提案評価型S型）
評価方式	○ 加算方式	○ 除算方式
	<p>【100点】 【60点満点】 【60点満点】</p> <p>○ 評価値 = 基礎点 + 技術点 + 価格点</p>	<p>○ 評価値 = 技術評価点※ / 入札価格(×1億)</p> <p>※技術評価点 = 標準点 + 加算点</p>
価格点	○ 60点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)	—
技術点	<p>【基礎点】 100点</p> <p>○ 最低限の要求要件(標準仕様書等要件)を満たしている場合は100点を付与</p> <p>満たしていない場合は失格、入札参加不可</p> <p>・技術提案により、仕様や図面が変更となっても都の求める要求水準を満足できるか確認</p> <p>【技術点】 60点</p>	<p>【標準点】 100点</p> <p>○ 要求要件を満足する者に対して付与し、それ以外の場合は不合格</p> <p>【加算点】 60点</p> <p>○ 評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数</p>
備考	○ 配点は、国の技術提案評価型S型を参考	○ 関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン(平成28年度版)

◆ 価格点と技術点のバランス

- 策定した総合評価の方法により想定し得る「価格点」及び「技術点」の得点についてシミュレーションを行い、最低価格入札者以外の者が落札し得るか否かを確認

⇒ 想定しうる入札参加者の「落札率に応じた価格点と技術点との差」を考慮

◆ 価格点と技術点のバランス(ガイドライン等について)

◇H17 公共工事における総合評価方式活用検討委員会整備「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」

加算方式

- ① 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- ② 価格評価点
 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ③ 上記②により価格評価点を算出する場合は、技術評価点の満点を10~30点の範囲で設定

見直し



■H19「公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告」

加算方式

- ①、② (省略)
- ③ 価格評価点に対する技術評価点の割合は工事特性に応じて適切に設定

■H20「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【改訂版】」

加算方式

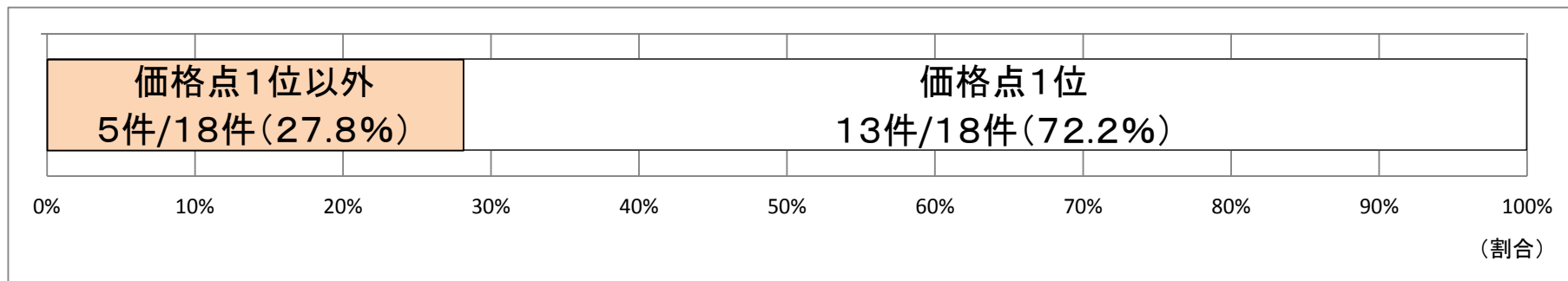
- ・「価格評価点と技術評価点の比率については 9:1~1:1の範囲で決定されている例があります」

◆ ケーススタディ「有明アリーナ」：技術点の比率を下げる（1：1⇒1：0.3）

入札者	竹中・東光・朝日・高砂異業種JV	鹿島・日本電設・須賀・大気社異業種JV
基礎点	100点	
価格点	0.1107点	1.6546点
	価格点(60点満点):技術点(60点満点)=1:1	
技術点	60点	53.4点
評価値	160.1107 (落札)	155.0546 (第2)

条件	価格点(60点満点):技術点(18点満点)=10:3	
技術点	18点	16.02点
評価値	118.1107 (落札)	117.6746 (第2)

11 過去10年間(H18年～27年度)の技術提案型総合評価方式での価格点1位以外の落札状況



年度	案件名	価格点	技術点	参加者数
18	たつみ橋交差点立体化工事(17五-放14東新小岩)	2位	1位	2者
19	妙正寺川整備工事(激特-1)	1位	1位	1者
19	妙正寺川整備工事(激特-2)	1位(同点)	1位	2者
19	妙正寺川整備工事(激特-4)	1位	1位	1者
20	港区港南五丁目地先から品川区八潮一丁目間送水管(1800mm)新設工事(シールド工事)	1位	2位	14者
20	中央環状品川線シールドトンネル工事-2	2位	1位	2者
20	中央環状品川線大井地区トンネル工事	1位	1位	3者
21	古川地下調節池工事(その1)	1位	2位	5者
21	中野区南台三丁目地先から新宿区西新宿二丁目地先間配水本管(1000mm)新設工事(シールド工事)	6位	1位	7者
22	白子川地下調節池工事(その5)	1位	3位	3者
23	黒目川黒目橋調節池工事(その10)	1位	2位	5者
24	江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設工事	1位	2位	4者
27	環2地下トンネル(仮称)及び築地換気所(仮称)ほか築造工事(27-環2築地工区)	4位	1位	4者
27	平成27年度中防内5号線橋りょうほか整備工事	1位	1位	1者
27	都立南花畑学園特別支援学校(仮称)(27)改築工事	1位	2位	3者
27	オリンピックアクアティクスセンター(仮称)(27)新築工事	1位	1位	3者
27	有明アリーナ(仮称)(27)新築工事	2位	1位	2者
27	平成27年度海の森水上競技場整備工事	1位	1位	1者

12 除算方式にて算定(有明アリーナ他)

【除算方式】 評価値 = 技術評価点 / 入札価格

有明アリーナ

除算方式			加算方式		
	竹中JV	鹿島JV		竹中JV	鹿島JV
入札価格(百万円)	33,360	32,500	入札価格(百万円)	33,360	32,500
			価格評価点	0.1107	1.6546
技術評価点	160.0	153.4	技術評価点	160.0000	153.4000
評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.479	0.472	評価値 (価格評価点+技術評価点)	160.1107	155.0546
入札結果	落札	2位	入札結果	落札	2位

アクアティクス

除算方式			加算方式		
	大林JV	清水JV		大林JV	清水JV
入札価格(百万円)	43,500	44,600	入札価格(百万円)	43,500	44,600
			価格評価点	7.6467	6.3228
技術評価点	159.6	158.4	技術評価点	159.6000	158.4000
評価値 (技術評価点/入札価格×100)	0.366	0.355	評価値 (価格評価点+技術評価点)	167.2467	164.7228
入札結果	落札	2位	入札結果	落札	2位

※技術評価点は、現行の点数を利用して試算

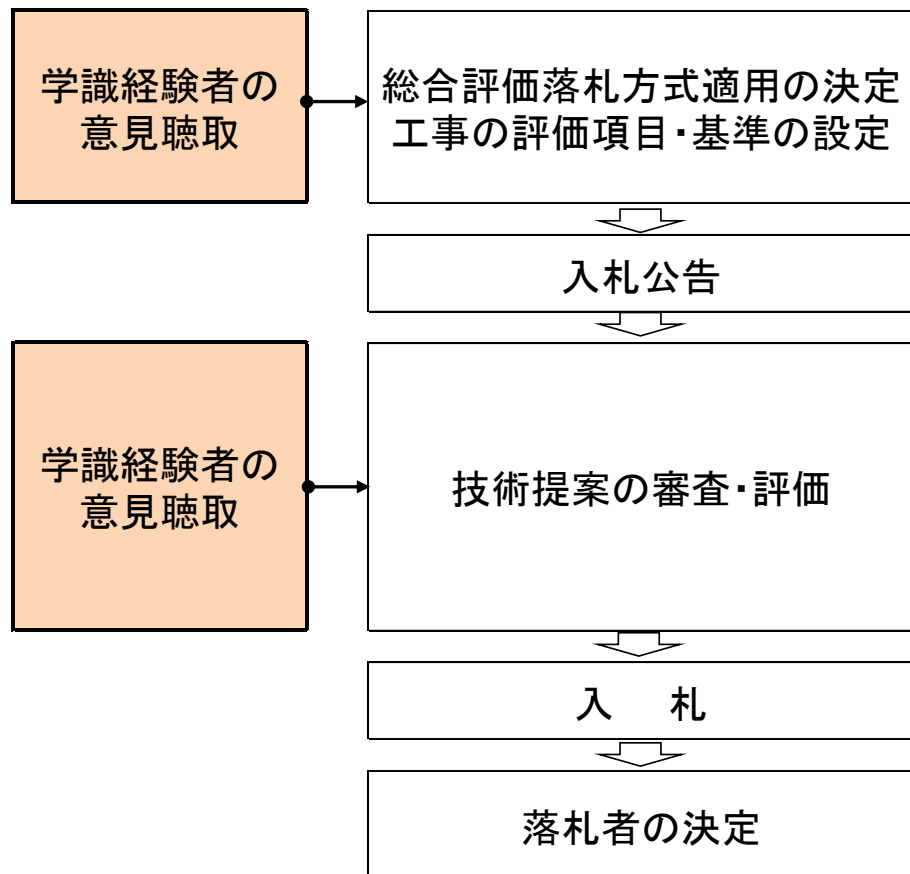
1 3 国と他県(首都圏)の評価方法

	評価方法		方式	備考
国(関東地整)	○除算方式	評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × (1億)	施工能力評価型 (I, II型) 技術提案評価型 (S, A I・II・III型)	・関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン 平成28年度版
茨城県	○除算方式	評価値 = 技術評価点 / 入札価格	標準型 簡易型 特別簡易型	・茨城県土木部における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 平成28年10月
栃木県	□加算方式 ○除算方式	【WTO未滿】加算方式 評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点 - 履行確実性評価点 【WTO以上】除算方式 評価値 = 技術評価点 / 入札価格	施工体制確認型 履行確実性確認型 技術提案型	・県土整備部建設工事技術提案型総合評価落札方式試行要領他 平成28年1月27日
群馬県	□加算方式	(標準型) 評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点 価格点 = 80 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 価格点以外 = 20点満点	標準型 簡易型 超簡易型ほか	・群馬県総合評価落札方式活用ガイドライン 平成26年4月
埼玉県	□加算方式 ○除算方式	(簡易型) 加算方式 評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (技術提案型) 除算方式 評価値 = 技術評価点 / 入札価格	簡易型 技術提案型	・埼玉県総合評価方式活用ガイドライン 平成28年4月
千葉県	○除算方式	評価値 = 技術評価点 / 入札価格	特別簡易型 簡易型 標準型ほか	・千葉県総合評価方式ガイドライン 平成28年4月
神奈川県	○除算方式	評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 1,000,000	特別簡易型 簡易型 標準型	・神奈川県県土整備局における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 平成28年4月
山梨県	○除算方式	評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × 100,000,000	特別簡易型 簡易型 標準型 高度技術提案型	・山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン 平成28年4月

※平成28年11月25日電話連絡及びHPで調査

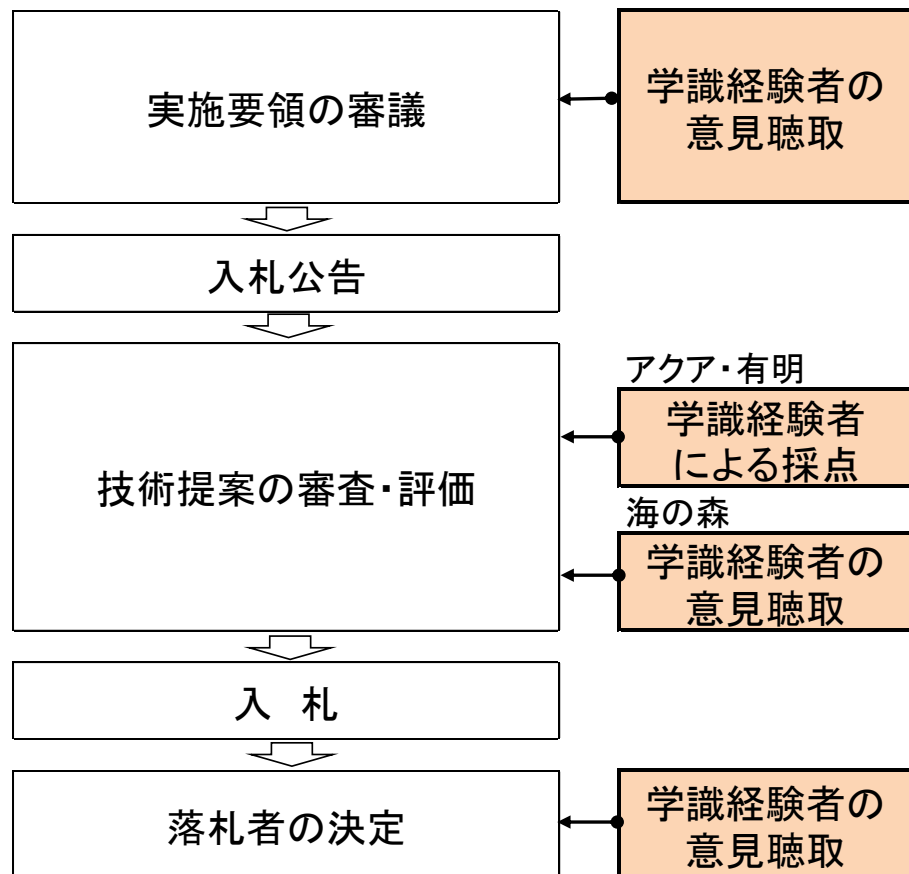
14 学識経験者

国土交通省
(関東地方整備局) S型WTO



(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針の一部変更について)
(平成26年9月30日 閣議決定)

都



(地方自治法施行令第167条の10の2第4項・5項)
(地方自治法施行規則第12条の4)
(品確法第15条)